

# 大阪市家庭療養指導事業実施要領

## 1 目的

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法第 111 号）に基づき市長の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）のニーズに対応した、よりきめ細やかな支援を行うため、必要な者に対し、家庭訪問や面接等を実施し、療養生活上の指導を行うことによって、被認定者の健康回復・保持増進を図ることを目的とする。

## 2 実施機関

保健福祉センター

## 3 対象者

大阪市に居住する被認定者で、家庭訪問や面接等が必要な者及び希望する者

## 4 従事者

保健師、必要な指導を行える専門資格を有する者とする。

## 5 周知

大阪市ホームページへの掲載及び家庭療養指導チラシを被認定者に送付する。

## 6 実施内容

療養上の指導が必要な被認定者に対し、保健師等により家庭訪問や面接等で、療養生活上の保健指導を行う。

## 7 その他

実施した内容については、家庭療養指導事業の手引きに基づき、保健師活動支援システムに結果を入力する。

### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。